民俗芸能の継承と伝承組織の変容

–比婆荒神神楽を支える「名」に注目して—

総合研究大学院大学 文化科学研究科 日本歴史研究専攻 鈴木

旨

祭祀組織、信仰、儀礼を変容させて民俗芸能の存続を図ってきた、地域の人々の工夫に注目して考察を行っていく。 民俗芸能は、いかにして継続的に執行され続けられるのだろうか。本稿では、こうした命題を、芸能が伝承される地域社会の変動に応じ、 従来の

変化による伝承の危機に直面した時、「名」は、どのような工夫・変化をして、荒神祭祀を続けてきたのだろうか。 が経済的・労務的な負担などを負えるかどうかが、大きな影響を与えた。生業・生活の変化や人口流出といった、近現代における地域社会の大きな 織があり、「名」は神職と神楽社を招き、「名」毎に異なる七年・一三年・一七年・三三年に一度の式年で、四日四夜にわたる「大神楽」を行ってきた。 - 事例としては、広島県庄原市東城町・西城町に伝承される「比婆荒神神楽」を扱う。この地域には、「本山三宝荒神」を祀るための「名」という組事例としては、広島県庄原市東城町・西城町に伝承される「比婆荒神神楽」を扱う。この地域には、「本山三宝荒神」を祀るための「名」という組 大規模な式年の「大神楽」は、多大な資金や人足が必要であり、「名」中の力を結集して行われる大事業である。そのため「大神楽」の存続には、「名

という三つの方法があった。 東城町・西城町におけるいくつかの事例を見てきた結果、「大神楽」を続けていくために地域が選んだ工夫には、「名」の【合同】・【合祀】・【再編】

まず、数軒から一○数軒の家によって構成される小規模な「名」が、いくつか【合同】し、共同で「大神楽」を執行する方法がある。 さらに、西城町八鳥地区では、「組」という組織を基礎単位にして、村を代表する一つの大きな「名」と「本山三宝荒神」が新たに創出された。そ また、村内の小規模な「名」それぞれで祀られていた「本山三宝荒神」を、すべて村氏神社の境内に【合祀】する地区もあった。

変更させることで、「大神楽」に参加する軒数を増やし、一軒当たりの費用・労務負担の軽減を図るということである。 の過程では、もともと関係のない村氏神社の祭祀に、「本山三宝荒神」の祭祀を組み込むなど、地域の祭祀体系と「名」の【再編】が行われた。 以上の【合同】・【合祀】・【再編】という工夫に共通していたのは、従来の小規模な「名」から、より大きい「地区(村)」へ荒神祭祀の執行主体を

させることにもつながった。この変化により、高度経済成長期以降の生業の変化、人口流出といった大きな危機にも対応できた。その一方、平等化 を推し進めた結果、かつて「大神楽」が持っていた村落内身分の再生産、富の再分配の場という機能は、失われることとなった。 村全体で「平等」に、負担を「少なく」して「大神楽」を実施するという原則は、祭場の変化や費用負担の方式など、「大神楽」の執行形態を変更

キーワード:荒神信仰 比婆荒神神楽 名 民俗芸能 伝承組織

問題の所在

二.近世の「名」と神楽―単独の「名」による「大神楽」の執行

一 近世における「名」の規模

. 二 近世における神楽の執行形態

四.本山三宝荒神社を【合祀】することによる存続三. 小規模「名」の【合同】による存続

「名」と本山荒神信仰の【再編】による存続

一「八鳥名本山三宝荒神」の創出

鈴木

二 明治末の八鳥地区における社会変動

三 「八鳥名本山三宝荒神」の祭祀と「宮講」

戦後における「大神楽」の変容

七六五五五五四

結論

問題の所在

地域の人々の工夫に注目して考察を行っていく。来の祭祀組織、信仰、儀礼を変容させて民俗芸能の存続を図ってきた、稿では、こうした命題を、芸能が伝承される地域社会の変動に応じ、従民俗芸能は、いかにして継続的に執行され続けられるのだろうか。本

在まで続けられている。 大たちにより結成された神楽社が合同で神楽を奉納するようになり、現事布達が出され、神楽の執行方法に変化が起きた。それ以降、神職と村その後、明治三〇年頃に、神職が遊興的な神楽を舞うことを禁じた県知神楽」を扱う。この神楽は、江戸時代初期から神職により執行されてきた。神楽」を扱う。この神楽は、江戸時代初期から神職により執行される「比婆荒神事例としては、広島県庄原市東城町・西城町に伝承される「比婆荒神

> 多数の 同作業の単位としても機能していた。地区により大きな違いがあるが、 を共同で祀る祭祀組織であり、 わたる大規模な「大神楽」を開催している。 毎に異なる七年・一三年・一七年・三三年に 名」は、 この地域には、 名 軒から一○数軒の家で構成され、 が存在することが多い 「名」というまとまりがあり、「名」は彼らを招き、「名」 かつては、 <u>1</u> 日々の生業・生活における共 一度の式年で、 名 一つの村 は、 (大字) 一つの本山荒神 四日四夜に 内には

奉納されてきた。「大神楽」は、この三者の協力のもと、「名」に祀られている本山荒神へ織である「名」は、「大神楽」の依頼者であり、運営主体、主催者となる。神楽を舞い、神事を行う「神職」と「神楽社」に対し、荒神の祭祀組

に一度の西城町八鳥地区(「八鳥名」)、中野地区(「天野屋名」「上山根名」)、東城町粟田地区(「小室名」)、竹森地区(「岡田名」他一四名)、一二年さて、近年継続して「大神楽」を行なっているのは、三三年に一度の



図 1 東城町·西城町概略図

かる。

「町頭名」「永金名」)、熊野地区、油木地区、中迫地区だけで三坂地区(「町頭名」「永金名」)、熊野地区、油木地区、中迫地区だけで三坂地区(「町頭名」「永金名」)、熊野地区、油木地区、中迫地区だけで

大規模な式年の「大神楽」は、多大な資金や人足が必要であり、「名」大規模な式年の「大神楽」は、多大な資金や人足が必要であり、「名」た規模な式年の「大神楽」は、多大な資金や人足が必要であり、「名」た規模な式年の「大神楽」は、多大な資金や人足が必要であり、「名」た規模な式年の「大神楽」は、多大な資金や人足が必要であり、「名」

なった。 務負担を負いきれなくなったため、祭礼の規模を縮小せざるをえなく のにより、「名」や地区は、「大神楽」を開催するさまざまな費用・労 と業・生活の変化、人口流出といった、地域社会の大きな変化がある。 「大神楽」を中止したり、規模を縮小して「神弓祭」を行う背景には、

三つの方法があったことを明らかにしていく。
このように、「大神楽」が存続するには、「名」がその経済的・労務的にのように、「大神楽」を継続して執行するための工夫に、のうか。以下本稿では、式年「大神楽」を他をして、荒神祭祀を続けてきたのだる。「大神楽」から「神弓祭」への規模縮小は、近年の事例であるが、るの「大神楽」がら「神弓祭」への規模縮小は、近年の事例であるが、るのように、「大神楽」が存続するには、「名」がその経済的・労務的この方法があったことを明らかにしていく。

現代における社会変動と民俗芸能の伝承母体の変容を扱ったこれまでの本節の最後に、本論文の研究史上の位置づけを確認していきたい。近

研究は、 など、 どのように変え、対応していったかに注目する場合が多い。 会、一九九三)(俵木、一九九九)(橋本、二〇〇六) の注目するポイントに違いがあるのである。 ことが多く、後者は、外部からの影響を受けた地域社会が、 活用の影響など、伝承組織に加えられた「外部」からの刺激に注目する 構造や生活の変化に応じ、伝承母体を変容させながら芸能を伝承してい である。二つ目は、高度経済成長やダム建設など、近現代に生じた社会 うな影響を与えたかを論じた研究(民俗芸能研究の会・第一民俗芸能学 一九九八)(澁谷、二〇〇六)。 る事例を分析した研究である(中村、一九九五)(山田、一九九七) 民俗芸能を取り巻く「現在的状況」が、伝承母体や芸能にどのよ 管見の限り、二つに大別できる。一つは、文化財指定や観光化 前者は、文化財指定や観光資源としての (橋本、二〇一四) つまり、 「内部」を そ

きた工夫を明らかにしていく。 きた工夫を明らかにしていく。 きた工夫を明らかにしていく。 きた工夫を明らかにしていく。 きた工夫を明らかにしていく。 かきた工夫を明らかにしていく。 かきた工夫を明らかにしていく。 かきと、鈴木正崇により「伝承を持続ところで、本稿で扱う比婆荒神神楽も、鈴木正崇により「伝承を持続ところで、本稿でしていく。 ところで、本稿で扱う比婆荒神神楽も、鈴木正崇により「伝承を持続ところで、本稿で扱う比婆荒神神楽も、鈴木正崇により「伝承を持続ところで、本稿でしていく。

うに、伝承組織の変容を、歴史的により深く追求することも、本稿の持に変容していったのかを、長いスパンで考察することを目指す。このよで考察の範囲を広げ、それが明治以降の近代、そして戦後においていか現在の比婆荒神神楽の直接的な淵源にあると考えられる近世期の神楽ま加えて本稿では、文化財などの影響を大きく受ける戦後だけではなく、

表 1 戦後の式年大神楽執行状況

	2. 1002 201 2011 2011 202
	戦後の荒神式年大神楽執行状況(西城町内)
地区名	開催時期
◎八鳥	昭和28年、昭和40年、昭和52年、平成元年、平成13年、平成25年
奥八鳥	昭和20年、昭和30年、昭和49年、昭和61年
入江	昭和26年
丑の河	昭和24年、昭和34年
下平子	昭和28年、昭和41年
小鳥原	平成22年(小神楽)
◎三坂	昭和25年、昭和38年、昭和50年、昭和62年、平成11年、平成23年
◎油木	昭和24年、昭和36年、昭和48年、昭和60年、平成9年、平成21年
大佐	昭和21年、昭和31年、昭和45年、昭和56年
奥名	昭和24年、昭和36年、昭和48年、昭和60年、平成12年
◎中野	昭和28年、昭和40年、昭和52年、平成元年、平成13年、平成25年
本町	昭和24年、昭和36年
亀崎	昭和25年、昭和56年
大戸	昭和25年、昭和56年、平成9年
大屋本谷	昭和42年
大屋寺谷	昭和25年、昭和41年
大屋黒谷	昭和24年、昭和40年、昭和54年
◎中迫	昭和25年、昭和37年、昭和50年、昭和62年、(平成11年)、平成23年
塩田	昭和47年
栗	昭和25年、昭和38年、昭和56年
福山	昭和40年、昭和53年
◎熊野	昭和26年、昭和50年、昭和62年、平成11年、平成23年

	戦後の荒神式年大神楽執行状況(東城町内)
地区名	開催時期
◎竹森	昭和54年、平成23年
◎粟田小室	昭和47年、平成16年
帝釈山中福田	昭和37年
帝釈山中蟶野	昭和40年
◎八幡	平成14年

※現在も継続して「大神楽」を執行している地区には、◎印を付した。

◆本表は、西城町八鳥白山神社故佐々木克治宮司作成のメモ、筆者が行った聞き取り調査、文献調査の成果を 基に作成した。

つ研究上の新たな意義である。

ることが多かった従来の伝承組織論を再考する意味も持つだろう。 る伝承組織を考察することは、 当すると考えることができる。 承基盤」 木、二〇一一)。比婆荒神神楽の場合も、神楽を演じる神職と神楽社は 持基盤」とに分けて考察することが試みられている(福田、二〇一〇) 伝承活動を行う「伝承基盤! また近年、 に該当し、 民俗芸能の伝承組織を、舞や奏楽の担当者などの直接的に 本稿で考察の対象とする「名」は「支持基盤」に相 と、 こうした観点から、 演者の集団 それを経済的・労働的に援助する 「伝承基盤」) 比婆荒神神楽におけ に注目 伝 支

近世の 近世における「名」 「名」と神楽―単独の「名」による 「大神楽」 の執行― の規模

考えられる「名」と大神楽の形態を簡単に考察していきたい。 の成果と、 の変化・変容の問題を扱う前に、本節では以上の課題を設け、 うな形態で存在し、「大神楽」はどのように行われていたのだろうか。「名 本稿の考察対象である「名」 地域に残された数少ない資料に基づいて、 と呼ばれる祭祀組織は、 変化する以 近世にはどのよ 先行研究 前だと

た 社の勧請によって形骸化する一方、 社と結びついた「宮座の名」 いくのに必要な神々を祀るための 「宮座の名」と「荒神名」に区別して論じた。そして、中世の荘園鎮守 先行研究者の藤井昭は、 (藤井、 一九八七、五一七~五二七 、中国地方に祭祀組織として伝承される 「名」 が、 近世村の成立と村を氏子範囲とする神 「荒神名」 近世移行期には、 が生み出されてきたと考え 農業を再生産して

神名」 村内に所在する る「名内神数帳」 本稿で焦点を当てているのは、近世期に展開したと考えられている「荒 である。 藤井は、 |名||と (宝永三(一七〇六)年)を基に、 東城町戸宇神社杤木家に蔵される、 名 内に祀られる神々を書き出した台帳であ 現地調査を行って 奴可郡戸字

> 2を見ると、 狭い範囲をその領域とする「名」が多数存在していたことがわかる。 近世期における戸宇村の「荒神名」の姿を復元した。藤井が作成した図 によると、 その他、 近世期の「名」の実態がわかる資料として、 の宮脇名から六○の大掛名まで六○の「名」が存在しており、 当時の戸宇村内には、 資料における記載順に付された番号 西城町天戸神社

崎家蔵の 「旦家神社帳」 (岩田、 九八八) がある。 書写年の記載は

御

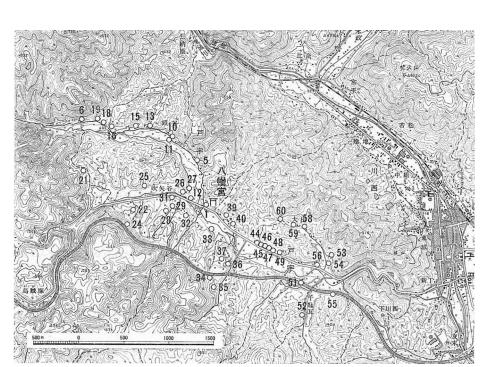


図 2 備後国奴可郡戸宇村荒神名分布図(藤井、 一九八七、四三〇)

ないが、 もの した 小さな「名」が存在していたことがわかる。 在伝えられている屋号・地名・神名から、 地春江の調査記録 挙げられている。筆者は、 高下名⑫下高下名⑬竹ノ下名⑭竹ノ上名⑮乍原名、 前門名⑥手平名⑦好方名⑧近盛名⑨シヲノシリ 八鳥村の旦家 そのうち八鳥村の 奴可郡大佐村・平子村・八鳥村の一部に所在していた「名」であるが と神々が、「名」を単位として書き上げられている。記載されているのは 崎家が神祭祀を受け持つ家、 Ć (図3参照)。これを見ると、八鳥地区でも、 この資料には、その当時御崎家が祭祀を受け持っていた旦家 明和三 (一七六六) 近世中期 (檀家) として、 「名」について見ていきたい。 の資料であると推定されている (田地、 自身の聞き取り調査の成果と先行研究者の田 一九八四c) 年に吉田官位を得た御崎市正が書き残した つまり「檀家」をあらわすと考えられる ①猿楽名②倉元名③苍屋名④道ノ下名⑤ (田地、 五の (塩尻) 名⑩為谷名⑪上 「旦家神社帳」には 九九〇) 名 非常に細分化された 以上の一五 (岩田、 の所在地を推定 を基に、 「名」 九八八、 が 現

られる。 の多くは、 資料の限りがあり、二つの事例しか確認できなかったが、近世期の これまで確認してきたような小規模な「名」であったと考え 名

近世における神楽の執行形態

奴可郡 から、 立 て ・ 和町· ての祭儀が行われていたと推測している(岩田、 次に、 と神楽によって死霊を供養する 奴可郡でも現在の比婆荒神神楽と関係を持つと考えられる「荒神 浄土神楽・荒神舞」という三種類の祭儀の存在が確認できること 口和町) (現庄原市東城町・西城町) 近世期の神楽について確認していく。 に伝承された近世前期 の隣の恵蘇郡 「浄土神楽」と (慶長年間) 先行研究者の岩田 (現庄原市高野町 一九八三、三二一~ 「湯立て」 の資料 2 の三部立 に、 一勝は、 比比 一湯



八鳥地区の「旦家神社帳」に記された「名」の復元図 図 3 ①~⑮の数字で「名」の所在地を示した。(③と⑥は不明) 本図は、国土地理院が公開している「地理院地図」(http://maps.gsi.go.jp/ index.html#5/35.362222/138.731389/&base=std&ls=std&disp=1&vs=clj 010u0f0) (2016年9月20日) をもとに、筆者が加筆して作成した。

らないものであることから、 「大神楽」と大きく変わらない形で行われ続けてきたと考えられている また、東城町戸宇神社杤木家蔵 「神殿神楽ノ神事次第事」 に記載された神楽の次第が、 近世を通じて荒神に対する神楽が、 (東城町教育委員会、一九八二、六二二~ 「神社勧請本」(宝永五(一七〇八) 現行の神楽の次第とほとんど変わ 現在の 年

(岩田、一九八二、八八~九一)。

どこかの「名」で「大神楽」が行われていたことがわかる。 が行われていたわけではないが、一つの村では、 井、一九八七、四四〇)。このように、必ずしもすべての「名」で「大神楽 かには、荒神神楽を執行しえない「名」が多かったことを指摘している(藤 藤井昭は、 が開催されていた。この資料に注目し、 六(一七〇九)年までに、戸宇村内の各「名」で、合計四八回の「大神楽 神楽」の記録である「三宝大荒神 東城町戸宇神社杤木家に蔵される、杤木家が執行してきた戸宇村内の「大 一九八二、六九〇~六九七)によると、寛文三(一六六三)年から宝永 回執行した「名」が三〇あり、戸宇村に存在していた六〇「名」のな こうして近世初期から行われてきたと考えられる「大神楽」であるが、 四七年間のうちに、 「大神楽」を二回執行した「名_ 神楽覚之日記」(東城町教育委員会) 名 一毎の執行回数を整理した 計算上一年に一度は が九つ、

いた神楽のことが記載されている。
東地区)から出された「書出帳」には、以下のように、村々で行われて下「書出帳」と略す)(③)」が残されている。奴可郡川東村(現東城町川下「書出帳」と略す)(③)」が残されている。奴可郡川東村(現東城町川下「書出帳」と略す)(③)」が残されている。奴可郡川東村(現東城町川下「書出帳」と略す)(③)」が残されている。

地荒神祭仕候。
も、三・五年振、折々作方相応之年、氏子銘々初穂米少々宛出し合、扨又としニ寄申候而社人江相頼、荒神神楽とて百姓手元困窮なから

「東城町、一九九四、四四七)(※句読点は筆者による)

出し合い、社人を頼んで「荒神神楽」を執行していたことがわかる。当時は、現在のように式年ということではなく、作柄が良い時に資金を

中島家が所蔵する神楽関係の資料を基に論じていく。う「支持基盤」とに分けて見ていきたい。ここでは、東城町白鬚神社森を舞ったり神事を執行する「伝承基盤」と、経済的・労務的な負担を負な規模で、いかにして行われていただろうか。当時の執行形態を、神楽このように、盛んに執行されていた近世期の「大神楽」は、どのよう

されていたことがわかる。

されていたことがわかる。

されていたことがわかる。

されていたことがわかる。

されていたことがわかる。

されていたことがわかる。

されていたことがわかる。

されていたことがわかる。

されていたことがわかる。

摩や佐々木信濃など西城地域の神職、 前が記されている。具体的に見ていくと、 教育委員会、一九八二、七九七~八〇〇)には、 同じく文化九年の 記録類で確認していく。文化九(一八一二)年の「広重名神楽役定官名帖。 承基盤」について、神楽の配役帳や各人に分けられた報酬などを記した の神職も参加していた。 菅村の木山隠岐など近隣の中筋地域の神職だけでなく、 さらに、弘化四(一八四七)年の「湯谷名荒神々楽役割覚帳」 一九八二、七九四~七九六)には、一六名の神職の名前が記載されている。 (東城町教育委員会、一九八二、七九二~七九四)には、一八名の 次に、「大神楽」に舞手や神事の執行者として参加した神職などの 「湯谷名神楽役定人別帖」 栗田村の広田出羽などの東城地域 引受神職の中島播磨のほか、 合計二四名の神職の名 (東城町教育委員会 大佐村の御崎薩 (東城町

心に、近隣の神職と神楽社の人々が参集し、協力して神楽が執行される。現在の「大神楽」でも、その「名」の祭祀を担当する引受の神職を中

備や経済的な支出を負担する「支持基盤」である「名」 楽が演じられる本神楽の時には、 神事と神楽舞の執行は、神職と神楽社合わせて一五名により行われてお 神楽社から舞手が七名参加した。 筋地域から七名の神職が参集し、 -成二五年に執行された西城町 かに変化していったのかを確認していきたい。 それに対し、 次節からは、小規模な「名」が単独で「大神楽」を執行していた形態が 先に確認した近世の事例とそれほど変化していないことがわかる。 「大神楽」 の執行形態における大きな変化は、 「八鳥名」の このように現在の「大神楽」における 東城町竹森地区に本拠を置く比婆荒神 引受の佐々木宮司ほか、 「大神楽」では、 の側に生じた。 西 城地域と中 祭場の進 夜通 し神

小規模 名 の 【 合 同 による存続

上八日市・下八日市・清正・隠地・日南・内京・小原谷・重国谷・法かみようかいち しもようかいち きょまぎ おんち ひな ないきょう おばらだに しげくじだに ほうがり、西城川とぶつかる南は隣の大佐村と接している。地区は、 村落で、 に分けられ、 京寺・奥八鳥の一〇組 境の大草谷山から流れ出る八鳥川が形成した大きな谷筋沿 年より庄原市西城町に属している。 には奴可郡八鳥村であり、 部となった。 城町八鳥は、 西城町の中心部より約四キロメートルの地に位置する。 現在約百軒、 それ以降、 中国山地の中央部に広がる海抜三五〇メートルほどの (それぞれは 三百人ほどが暮らしている。 明治二二 (一九八九) 年に奴可郡美古登村 比婆郡西城町を経て、 地区の東・北・西は山に囲まれ、 「組内」 「常会」 平成一七 とも呼ばれている) いに集落が広 (三) (三) (五) 藩政期 東

は、 を流れる西城川と里山との間に広がる狭い土地に展開しており、 た小集落が集合して奥八鳥組を構成している。 他の九組とは、 八鳥地区の北端に位置する奥八鳥組は、一つの大きな谷沿いに広がる 日本海側の米子まで通じる伯耆往還であり、 集落の立地条件が異なっている。奥八鳥の集落は、谷間 奥八鳥組 二重坂を通じて他の九 の東端を通る道 そうし

> 昭和一〇年に鉄道が敷設されると、 奥八鳥 清正 比婆山駅 7 大佐地区 1km

図 4 西城町八鳥地区概略図

に戻っていった。 定がなくなって無人駅となり、 昭和の終わり頃から、 国鉄の職員寮があり、多くの住民が住んでいた。 組とつながっていた。また、 客で賑わいをみせていた。 中心には備後落合駅が設けられ、 モータリゼーションの浸透により、 加えて、駅前では旅館が営業していたほ それとともに奥八鳥も山間の静かな集落 陰陽連絡線の乗り継ぎ駅として多く しかし、備後落合駅 優等列車の設 奥八鳥

八鳥は、 を隔てた対岸の旧八鉾村との関係が深かった。 小鳥原小学校へ通うことも許されている。 地区に接するため、旧美古登村である八鳥地区の他の九組よりも、 奥八鳥は、西城川を隔てて、 他の九組とは郵便番号が違ったり、 東は高尾地区、 本来の学区とは違う対岸の その影響もあって現在奥 北は小鳥原 地区、 西は 橋 熊

組には、 れている。 山三宝荒神の祭祀 こうした地理的な状況もあり、 「明賀名」「中ノ原名」「石塚名」 (|大神楽| 「御戸開き神楽」) 奥八鳥組 の三社の本山三宝荒神が祀ら は 他の九組とは独立して本 を行ってきた。 奥八鳥

祀は行なわれなくなった。 戸開き神弓祭」が行われたことがわかった。昭和三〇年以降の開催に際 年に「大神楽」、昭和四九(一九七四)年に「大神楽」、昭和六一(一九八六) 年に「大神楽」、昭和二〇(一九四五)年に「大神楽」、昭和三〇(一九五五 れていることから、少なくとも昭和三〇年以降は、 した棟札が、「明賀名」と「石塚名」の本山三宝荒神社の双方に納めら $\overline{\bigcirc}$ よると奥八鳥では、大正九(一九二○)年に「大神楽」、昭和九(一九三四 山三宝荒神祠内に納められている棟札を調査することができた。それに ように行われてきたのだろうか。 それでは、奥八鳥において本山三宝荒神に対する「大神楽」は、 (一九九八) 年に「年番神弓祭」、平成一二 (二〇〇〇) 年に が合同して、奥八鳥組として「大神楽」を奉納してきたことがわ 「大神楽」、昭和六三(一九八八)年には「御戸開き神弓祭」、平成 その後、 昭和六一年に行われた「大神楽」を最後に、神楽での祭 筆者は、 「明賀名」 奥八鳥地区の三つの と「石塚名」 どの の本

「名」と荒神祭祀の変遷を以下のように報告している。さて、昭和五〇年頃から八鳥地区の調査に入った田地春江は、奥八鳥

松崎家が、 後毎年の祭りも合同でするようになったが、 頭中心に個別に行い、 くからのしきたりそのままに、二〇数年前までは毎年の地祭りを地 は四軒が本来の氏子であった。地形上の制約から家数もふえず、 加入して合計一三軒を氏子とし、 ここには三つの本山荒神があり、 (田地、 中ノ原には駅前商店が二軒加わり、さらに二重坂地区が 一九八三、五八) 一三年毎の大神楽を合同で挙げていた。その 石塚は二軒、 当番を平等に順送りするように 石塚には新しく入った 中ノ原も二 明 古 賀

かつては、数軒の家により構成された「名」毎に荒神祭祀が行われてい



図6 明賀名本山三宝荒神社に納められた大正五年の 大神楽執行神璽



図5 石塚名本山三宝荒神の祠

たが、 ある 重坂 地 組 区の 和三〇年頃から三つの を単位として、 家も仲間に入れ、 荒神祭祀を行なってきたことがわか 名 名 では が なく地縁に基 合 同 Ļ づく自治会組 新たに拓かれた二

模な 由 まっているのが現状である。 た三〇年ほど前には一三 くなった。 0) が共同で祀られている。 前 所 0 から奥八鳥組 田 の町場 有者であり、 地 大神楽」 地祭 0) 報告からおよそ三〇年後の現在、 また、 へ転居する家が多く出ている。 を行い、 を行うのは非常に困難である。 0 「明賀名」「石塚名」 祭祀責任者である 地祭 そのなかで「明賀名」 一軒の家があったが、 中 に参加しなくなったため、 ノ原名」 このような過疎化が進んだ現状では、 「地頭」 の本山 の氏子の中からは、 奥八鳥組には、 奥八鳥では、 家数が半分以下になってし を務める家が、 三宝荒神は、 「石塚名」 祀られることがな の本山三宝荒神 組 祠が立 \mathbb{H} 庄原市外や西 宗教上の 地が調査し 全体で ラ土 地

されていたことになる。 が存在してい について、 それぞれ一軒から一五軒の家で構成されていた。 には、一七の荒神社があり、それぞれを祀る 的な事例である。 た小規模な「名」 規模な「名」が伝承されている。 九八二 以上見てきたように、 昭和五七年に調査され た。 四六~ この場合、 たとえば、 の姿は、 奥八鳥組では、 五三、 東城町 隣村である西城町小鳥原地区 0 竹森地区 た成果によると このような本山三宝荒神毎に形成され 0) 西城町におい 名 数軒の家によって構成され 名 は、 (七三戸) 平均五軒 がある。 また、東城町内の て、 (東城町教育委員会編 には、 多くみられる一 ほどの家で構成 この 间 小鳥原村 名 0 名 名 は

行う場合、奥八鳥組のように【合同】することが一つの工夫であっ

て、

祭祀に参加

する戸数を増や

軒あたりの負担を低減する

他地区の事例でも見られる。

こうした小規模な「名.

多大な負担が必要とされる

を 北 荒神祠の所在地 ①石塚名本山三宝荒神 西 ②中ノ原名本山三宝荒神 ③明賀名本山三宝荒神 現住の家 転居した家 g∼k 土居 中ノ原名 石塚名 備後落合駅 663 地区 明賀名

図7 奥八鳥組における「名」の概念図

本図は、国土地理院が公開している「地理院地図」(http://maps.gsi.go.jp/index.html#5/35.362222/138.731389/ &base=std&ls=std&disp=1&vs=clj0l0u0f0) (2016 年 9 月 20 日) をもとに、筆者が加筆して作成した。

尾崎名 平成一 とが、 行形式のことは、 式年「大神楽」に際し、近隣の他の「名」 神楽」を行わず、五つの「名」が【合同】した平成二三年には「大神楽 国上名(黒谷組・九軒/二本栃組・二軒)の二社の本山三宝荒神を合わせ、 平成二三年の式年に際しては、 れぞれ迎えられて「大神楽」が行われた。このような、 近隣一四の「名」が加わり、 しては、 を行なったということは、【合同】して祭祀に参加する戸数を増やすこ 迫地区の「名」がそれぞれ単独で式年祭を執行した平成一一年では、 合計五社の本山三宝荒神に対し、 同じ大屋川の右岸に位置する大屋地区の上三田名 また、 たとえば、 民俗芸能を伝承する上で効果的な施策であることを示している。 一年にはそれぞれ別箇に 近世期に庄屋を務めた家が名頭を務める「岡田名」を中心に、 東城町竹森地区の場合、 組)・ 西城町中迫地区 藤ヶ原名 「添名」と呼ばれている。 (下組) 合計一五社の「〇〇名本山三宝荒神」がそ 中迫地区の三「名」(一〇数軒) (奴可群中迫村) では、 「神弓祭」として行っていた。 平成二三年に行われた「大神楽」に際 【合同】で年番大神楽を行なった。 の本山三宝荒神に対する式年祭を が願い出て一緒に参加する執 (三田組・五軒)・ 田 有力な「名」の 口名 (上組) に加え、 その後、 中

記載がある らったということをあらわしている。「添名」「添神楽」という形式が することの有効性が、 近世末まで遡るということは、 の式年大神楽に際して、「向野尻名」の本山三宝荒神も同時に祀っても が指摘するように る物資および収支の記録であるが、資料中には 先に確認した東城町森地区白鬚神社中島家蔵「兼清名荒神々楽入用物覚 (文化一四年・一八一七年)は、「兼清名」で行われた「大神楽」におけ こうした「添名」の形式は、 (東城町教育委員会、 (東城町教育委員会、一九八二、七九〇)、「兼清名 古くから認識されていたということであった。 名 近世末の資料にも見出すことができる。 一九八二、八〇三)。これは、 が 合 同 「向野尻名添神楽」との して「大神楽」 難波宗朋 を開催

めに、【合同】という工夫を実践していた。一〇数軒の家で構成される小規模な「名」は、「大神楽」を執行するたこれまで見てきたように、東城町・西城町で多く見られる数軒から

選んだ地域の事例を見ていく。
次節では、【合同】とは違った方法で、荒神祭祀を継続させることを

本山三宝荒神社を【合祀】することによる存続

と徹底した神社合併は行なわれなかった。 と徹底した神社合併は行なわれなかった。 明治初期における神社合併を推奨する布達が繰り返し出されたが、それほ実施された。明治初期の広島県においては、明治一○年一月二二日に出実施された。明治初期の広島県においては、明治一○年一月二二日に出実施され、明治明における神社合併政策は、明治初期と明治末の二度通達され、明治期における神社合併政策は、明治初期と明治末の二度通達され、

供進」 寺の合併を奨励し、元社地 り発布された二つの勅令に端を発している。 認めた「神社寺院仏堂合併跡地ノ譲与ニ関スル件」 大きな影響を与えた。この時期の神社合併政策は、 一〇日勅令第二二〇号)という、明治三九年に内務省神社局の主導によ に対して公費で幣帛料を出せるとした「府県郷社ニ対する神饌幣帛料ノ それに比べると、明治末の神社合併政策は、 (明治三九年五月勅令第九六号)と、 (官有地)を合併先の社寺へ譲与することを 経営が困難になっている社 備北地方の神祇祭祀にも 府県社、 (明治三九年八月 郷社、 村社

費ノ負担ニ堪ヘサルニ起因」するものであり、「国民ヲシテ神仏ニ対スが小さく祭祀者を常置することのない神社仏堂が荒廃しているのは、「経(「広島県訓令甲第二一号」)が出されている。その内容は、まず、規模知事から郡・市役所・町村役場に対し、社寺仏堂の合併を奨励する訓令全国に向けて出された勅令を受け、明治三九年九月七日には、広島県

その後、 示された。 国家が神社を支えることを法令上に表したのだから、 関しては、 念を育むことは、 ク所以」 威念ヲ薄弱ナラシムルノ素因」になることを述べる。 由緒亦詳ナラサル矮小ノモノヲシテ独立セシムルハ、自ラ壌廃ヲ招 であり、 以下のように、 、先に示した勅令「府県郷社ニ対する神饌幣帛料ノ供進」などで、 国民を敬虔ならざる道へ導くことになると説かれた。 国家の利益となるので、 社寺を安定的に経営させ、 社寺の合併を奨励することが 神仏に対する敬虔の 「維持ノ法確立セ 加えて、 神社に

寺院境内ニ移転シテ境内仏堂ト為サシムルノ方法ヲ図ルヘシ。 ニ在リテハ、其管理ノ寺院、若クハ最寄寺院へ合併セシムルカ、又ハ、 之レガ維持保存ノ方法ヲ強固ナラシムルノ途ヲ講スヘシ。 主旨ニ外ナラサルナリ。 寺院仏堂合併跡地無代下付ノコトヲ発布セラレタルモ、 社寺仏堂ノ尊厳ヲ保チ国民ヲシテ益々敬虔ノ念ヲ厚カラシメ、 ルヲ期スヘシ。 此際便宜合併ヲ行ヒ、 ヲ裨益スルコト多大ナリトス。本年勅令第二百二十号ヲ以テ、神社 A ルト同時ニ財産ヲ増加セシメ、之レカ維持保存ニ遺憾ナカラシム 斯ノ如クニシテ氏子壇信徒等ノ負担ヲ軽減シ、且ツ、 以テ将来存置スヘキモノ、設備ヲ完全ナラシ 之ヲ要スルニ、社寺仏堂ノ合併ヲ奨励シテ、 全ク如上ノ 殊ニ仏堂 国家

、史料の引用に際し、 旧字体を新字体に直し、 句読点を付した)

ぼしていた。 社へ合祀させる意図は、 以上のような、 中央から出された、 本稿で問題とする広島県備北地方にも影響を及 無格社の合併を奨励し、 村 の氏神

司る神主の中島幣真氏が主導して、 祀られていた社や小祠を合祀することが行われた。 たとえば、 東城町小奴可地区 旧 村氏神社である奴可神社に、 小奴可村) では、 具体的には、 小奴可村の祭祀を 村内で 明治

> された。 社が奴可神社へ合祀された。 区内の二八「名」でそれぞれ祀られていた二八社の本山三宝荒神も合祀 られるなかで、 より遷座が行われた (5)。こうした村内で祀られていた社の合併 可神社現社地)に奴可神社の新社殿を建立して、同村内の字妙見 一年に八幡神社、 村氏神の奴可神社境内には、「合併社」 吉備津神社が合祀され、 さらに大正四年には、 大正元年には天満宮、 旧 八幡神社跡地 が設けられ、 旧社 が進 山 奴 地 王

として祀られていた三四社の、 を奉納していた。この二社の荒神は、 が収められている。また、大佐地区には、 社合わせて大佐地区の本山三宝荒神社として祀られている。 があり、それぞれの本山三宝荒神を祀り、 合併に関しては、 合併が一気に進んだという。 治末から大正初めにかけて大規模な神社合併が行われた。大佐村の神社 九九五)。 また、 境内を拡張整備して拝殿を新築する事業が行われ、 小型の祠が二○基設けられており、その内には、 西城町八鳥地区の隣に位置する大佐地区 彼によると、 地元の郷土史家黒田正の詳細な研究がある 大正三年から四年にかけて、 現在、 元の祭り主の名前と神名が記された棟札 村社の天戸神社拝殿奥の鴨居の上に 天戸神社境内に祠が設けられ、 一二年に一度の式年で 「馬場竹ノ上名」と (旧大佐村) これを機に小祠の 村内の各所で小祠 村社の天戸神社 原田屋名 でも、 「大神楽」 (黒田 明

取り調査の成果を、 こうした神社合併が、いかにして行われたのかを具体的に伝える聞 黒田は報告している。

昭 から間もない時期であったと言われる。同氏が子供の時分であっ 荒神祠が氏神社へ合併されたのは、 崎に住・明治四十一年生) 一合併の時には、 『和九年まで大佐下組に住んでおられた代田時一 神官が束帯に白いマスクをかけて、 の談によると、同家の傍に祀ってあった 拝殿が出来上って 氏 (現在は 御神体を白木 (大正四年) た。

ぞろぞろとついて歩いたそうである。 錦に包んで天戸神社へ上って行った。多くの子供達が、珍し半分に

きた神様の遷宮のこと故、 又御崎好博氏 を作って氏神社へ上って行った。 で日時はまちまちであったけれども、何といっても昔から祀られて た話によると、「合併は一年のうちに多く行われた。氏子達の都合 (現天戸神社宮司)が、 礼服着用の上太鼓をたたきながら、 (黒田、 故人の松上誉一氏から聞かれ 一九九五、三六) 行列

ことがわかる。 神社合併が、 地域の一大事として、神職と氏子たちにより行われていた

ていた (6) 。 る荒神などの小祠だけではなく、朝倉神社、大守神社、土佐森神社、桜 められた地区である東城町森地区白鬚神社の中島固成宮司からも出され かった。また、神社合併を押し留めようとする声は、合併が大規模に進 森神社といった谷毎の氏神も、 に差が多くあった。たとえば東城町粟田地区では、 以上見てきた東城町・西城町での神社合併は、それぞれの地域で実行 地区全体の村氏神へ合祀されることはな 地域内に祀られてい

響を与えたのだろうか。 神社へ【合祀】することは、 かあった。それでは、「名」で祀られていた「本山三宝荒神」を村の氏 山三宝荒神」を、村氏神の社へ【合祀】することを選んだ地区もいくつ しかしながら、確認してきたように「名」にとって最重要である「本 従来行われていた荒神祭祀にどのような影

荒神に対し、毎年村氏神の奴可神社拝殿にて、地区全体で一日一夜の「宮 れていた二八社の本山三宝荒神は、村氏神の奴可神社境内に集められ 神楽」を奉納することを約束したという。これにより、「名」毎に式年 つに合祀された。この合祀を行う際に地区では、 先に言及した東城町小奴可地区では、 地区内の二八名でそれぞれ祀ら 合祀された本山三宝

> で四日四夜「大神楽」を奉納することはなくなったが、形を変えながら も荒神祭祀が継続されることとなった。

弓祭」の形式で式年の祭りを行っている。 に対して行われてきた。その後、 行事となり、昭和五六年まで「大神楽」の形式で、二社の本山三宝荒神 開き神楽」「神弓祭」)は、 西城町大佐地区では、 大佐地区全体、 本山三宝荒神の式年祭 次の式年である平成五年からは、 つまり旧村単位で執行される 御

とも考えられている藁龍が二体奉納されるといったように、もともとの を【合祀】するという選択を選んだ地区も、小規模な「名」から「地区 された場合、合併された本山三宝荒神社の式年祭に際して、荒神の化身 忘れたというわけではない。たとえば、二社の本山三宝荒神が【合祀】 する軒数を増やし、一軒あたりの負担を低減する工夫をしていた 「名」の存在は強く意識されている。 (村)」へと荒神祭祀の執行主体を変化させたことで、「大神楽」に参加 しかし、【合祀】をしたといっても、もともとあった「名」の存在を 以上見てきたように、それぞれの「名」で祀られていた本山三宝荒神

のかを確認していきたい。 次節では、こうした「名」と荒神信仰の【再編】がいかにして行われた 名」を創出するという方法で、荒神祭祀を継続させている事例もある。 けれども、従来存在していた「名」のあり方を壊して、 完全に新たな

五.

「名」と本山荒神信仰の【再編】による存続

五

「八鳥名本山三宝荒神」の創出

未年に ている。「大神楽」 の九組が合同して「八鳥名本山三宝荒神」に対して「大神楽」を奉納し 西城町八鳥地区では、 「御戸開き神楽」が行われており、昭和二八年、 は、 一三年に一度の式年で行われ、巳年に「大神楽」、 藩政期の旧八鳥村の領域のうち、奥八鳥組以外 四〇年、 五二年

平成元年、 神事においても氏子から選ばれた白山神社の氏子総代とともに、 で神楽場に迎えられないのが八鳥の「大神楽」の特徴である(マ)。 軒により祀られている本山三宝荒神、 が社まで赴き、 境内社となっている。この二社の神に対しては、神職とそれぞれの「地頭 荒神」は、 鳥名本山三宝荒神」と氏神 迎えるのが旨であるが、 「宮の前」井上家が務めている。 地 九 大神楽」 「頭」が代表となって執り行われる。 小原谷組の 二社の御神体が神楽場へ迎えられる。 高盛神社、 一三年、二五年に「大神楽」が催行された記録が残ってい では、 御神体を迎えてくる「荒神迎え」と「氏神迎え」 一三重 本山荒神を中心に参加する集落内のすべての神 魂守神社とともに白山神社の境内に祠が移され 八鳥地区の場合、 坂野家が、 「白山神社」である。現在「八鳥名本山三宝 氏神白山神社の地頭は、 三宝荒神は、「荒神迎え」 「八鳥名三宝本山荒神」 祭儀の中心となるのは、 地区内の各組で一軒から数 0) 重国谷 が設け の形式 また る。

成される小規模な「名」は存在せず、 えられているのだろうか。 特徴である。それでは、この「八鳥名本山三宝荒神」 識されている。このことは、 納されている。 が新たに創出され、村を代表する「本山荒神」に対して「大神楽」が奉 このように八鳥地区(九組)では、村を単位とする大きな「名(八鳥名) 八鳥地区 (九組) 他地区には見られない、 には、これまで見てきた数軒により構 大規模な「八鳥名」しかないと認 はいかなる神と捉 八鳥地区の大きな

代表者である に祀られていた。「八鳥名本山三宝荒神」の旧社地を所有していること 白山神社境内に移祠されるまで、 現在 移祀された後も「三重」 「八鳥名本山三宝荒神」 「地頭」 を務めている。 家が、 は、 小原谷組 八鳥地区中から信仰されているが 祭祀責任者であり、 「三重 坂野家の裏山の中腹 祭祀における

ところで、 八鳥地区の神祭祀を代々担ってきた大佐の社家佐々木家が



白山神社境内の「八鳥名本山三宝荒神」 の祠 図8 (中央)、後ろの木には藁龍が巻き付けられている

鎮座する神として、 げられていることがわかる。 るのかを推定すると、この台帳には、 社取調控帖」に記載された神々が八鳥村内で祀られているどの神にあた 前に屋号・地名が冠されるかたちで記されている。それを手掛かりに、 天満宮、 広さなどが書き上げられている。この台帳では、 大歳神社をはじめ、 蔵する、 高盛神社、 などによって祀られる、比較的広く信仰を集めていた社が選ばれて書上 な神々のうち、 明治六年八鳥村の 「極楽寺」 稲荷神社、 「地頭」 秋葉宮、「下の瀧」 「地神」 八鳥村内二五社の祭神・ 原 が個人で祀る神ではなく、 が登場する。 大仙社に続く六番目に、 「神社取調控帖」には、 そのなかに、氏神白山神社、二宮大歳神社 八鳥村内に祀られていたさまざま 地神社というように、 祭日 村や組、 社の所在地が、 祠の大きさ・ 氏神白山神社、 三重 家の土地に 社の名称の 近隣の数軒 社地の 二宮 畑

一. 地神 竪三尺横三尺

社地 SE三間横弐間祭日 三月弐九日

縦横三尺(=約九一センチ)であり、 らより、 られていくなかで、荒神をスサノオとする事例が多くあることや、現在 祭祀場所、祠の大きさなどから見ても、明治初期の「八鳥名本山三宝荒神 二宮大歳神社と比べても、 方の大きさであった氏神白山神社や、 いたことがわかる。また、「三重」家が祀る当時の荒神祠の大きさは、 のかを推定すると、それぞれ荒神と山の神に当たると考えられる。これ の八鳥地区における祭祀状況を参考に、 れら一三社の祭神は、 「神社取調控帖」では、 現在のような村レベルの信仰を得ていたとは考えにくい。 明治初期の段階では、 由来のはっきりしない小祠に祭神として記紀神話の神が当て 一〇社が須佐雄命、三社が大山祇命とされている。 一三社が「地神」として記載されているが、こ 特別大きなものではなかった。このように、 「三重」坂野家の地内に荒神が鎮座して 五尺(約一・五メートル)四方の 縦横二間(約三・六メートル)四 「地神」が何の神を示している

認することのできない興味深い話を報告している。名本山三宝荒神」の移祀に関し、先行研究者の田地春江は、現在では確山三宝荒神」は、明治末頃に、白山神社境内へ移祠された。この「八鳥その後、なんらかの事情があって、「三重」坂野家が祀っていた「本

でいる最中に、重国谷総代の法印四丹ホウベイが「マスゾー覚え知ったらしい。百年ほど前の戸主マスゾーの時、氏神総代の寄合で拝んあった。荒神の地頭は「三重」で、この家は大歳さんの鍵取りでもあっ小原谷には明治の合祀まで、二の宮大歳大明神と本山三宝荒神が

たものかどうかはやや判然としない。(田地、一九八三、六〇)に村中で大神楽をあげるが、上述の事件以前も村の本山とされていのものとした。社は後に氏神境内に移り、土地は坂野家で買い戻しに出します」と言って謝り、荒神屋敷のほんの一隅を残して山を村に出します」と言って謝り、荒神屋敷のほんの一隅を残して山を村でスゾーの頭を打った。マスゾーは「恐れ入りました。山も社も村たか、ひとの社木を切ってその金を使いおった」となじって御幣で

「八鳥名本山三宝荒神」となっていった事情を考えてみたい。事件が起きたことが記されている。しかし、合祀された経緯に関して、明確な答えを出していない(®)。そのため、この事件が起きたのかで、明確な答えを出していない(®)。そのため、この事件が起きた明治末という時代背景から、「三重」坂野家が祀る「本山三宝荒神」をめぐり、なんらかの小原谷組「三重」坂野家が祀る「本山三宝荒神」をめぐり、なんらかの小原谷組「三重」坂野家が祀る「本山三宝荒神」をめぐり、なんらかの

二 明治末の八鳥地区における社会変動

五

が任されたことが明治四二年の棟札に記されている。ある「重国」重原家が祀る三宝荒神の隣に移転され、重原家にその祭祀を田家がそれまで祀っていた三宝荒神の社は、同じ重国谷組の一員で

□年移轉シテ重原ニ引受ケ

(表)

修理固成

奉移轉三宝荒神社 社掌佐々木雄喜

光華明彩

明治四拾貮年

一天泰平社頭康榮家内安全祈 頭主重原小市

巳酉十月七日 元平田專吾祭り来ノ社、 当家地内御山草山ニ鎭座ノ

いだろうか。 の大きな変動のなかで、 こうした明治末に起きた大地主の村外へ転出という、 地域の祭祀体系の【再編】 が行われたのではな 村落内の社会関係

れた高盛神社に関して、田地春江は、 たとえば、「八鳥名本山三宝荒神」と同時に、 以下のように報告している。 白山神社境内に移る

名のる佐藤家は平田家関係の家で農地解放でここに入られた。 平田家のものであり、 高森神社は八鳥川側の斜面にかかっているというが、もと「平河内」(゚▽▽) 九八五、四五 現在やや奥に入った所に屋号「たかもり」を

あった。

ようだが、この神も、 白根家が務めていた(9)。

平田家が所在する重国谷組内に祀られていた神で

直接的に平田家と関係があったわけではない

重国谷組の

「前やなざこ」

この報告からわかるように、

高盛神社は、

平田家が地頭を務めていた社

また、同時に合祀された魂守神社の地頭は、



平田家が祀っていた三宝荒神に納められ 図 10 た棟札。地頭の名前として、右には平田家(明治 三九年)、中央には重原家 (明治四二年)、左には 重原家(昭和二年)の当主の名前が記されている。



重国谷組「重国」重原家の三宝荒 図 9 (左) と「平河内」平田家が祀って いた三宝荒神(右)

測される。する「八鳥名本山三宝荒神」として白山神社境内に合祀されたのだと推する「八鳥名本山三宝荒神」として白山神社境内に合祀されたのだと推の「三重」坂野家が個人で祀っていた本山三宝荒神が、新たに村を代表こうした明治末に起こった村落内の社会変動を起点にして、小原谷組

きたい。
きたい。
きたい。
かのでは、八鳥地区における荒神祭祀の様子を確認し、「八鳥名本山、次節では、八鳥地区における荒神祭祀の様子を確認し、「八鳥名本山、次節では、八鳥地区における荒神祭祀の様子を確認し、「八鳥名本山

五. 三 「八鳥名本山三宝荒神」の祭祀と「宮講

認することで明らかにしたい。 違いを、「八鳥名本山三宝荒神」がどのように祭祀されているのかを確 宝荒神、三宝荒神とは性格が異なる神であることを示唆している。この 鳥名本山三宝荒神」が、 けでなく、 鳥名本山三宝荒神」は、 神講)」と地頭を務める坂野家が属する小原谷組の「地祭」がある。「八 三年後に行われる「御戸開き神楽」という二つの形態がある。もう一つ 一つは、 「八鳥名本山三宝荒神」が祀られる機会は、大きく分けて二種類ある。 毎年行われる例年祭で、 式年の祭りで、一二年に一度の「大神楽」と、「大神楽」から 、集落共同で祀られる機会を持つことがわかる。このことは、「八 地頭を務める個人がそれぞれ個別に祀る本山三 祭祀責任者である地頭個人により祭祀されるだ 地区内の各組が毎月輪番で行う「宮講 (荒

を判じた御神米が各人へ配られて解散となる。が集まり、招かれた宮司が祝詞をあげた後、簡単に直会が行われ、神籤日に祭りが行われている。現在の祭りは、白山神社に組の各家の代表者日に祭りが行われている。現在の祭りは、白山神社に組の各家の代表者の鳥地区の村氏神白山神社には、「宮講」と呼ばれる神事が伝承され

月二九日には「初宮講」が行われ、各組の総代が白山神社に集まり、

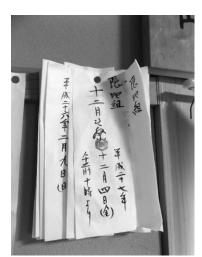


図 11 隠地組の集会所に張り 出された「初宮講」でのくじ

酒一升を小原谷組へ献上することが行われていた。まで小原谷組以外の各組は、小原谷組が行う三月の「宮講」に際し御神当がくじで各組に割り振られる。また、現在は廃されたが、一○数年前原谷組は三月、奥八鳥組は五月と決められており、残りの八つの月の担める一月と白山神社の例大祭がある一一月を除いた一○の月のうち、小宮司による神事の後、一年の担当月を決めるくじをとる。「初宮講」が宮司による神事の後、一年の担当月を決めるくじをとる。「初宮講」が

出されていた。 のように述べている。 氏神社の祭礼において、 という名称からもわかるように、 谷組内にあるから優遇されるのだという解釈が、小原谷組の立場から提 酒が献上されるなど、一〇組のうち小原谷組だけが優遇されているのだ れている(ロ)。これらの歴史資料に記載された「宮講」も、 ている。 ろうか。こうした疑問に対し、「八鳥名本山三宝荒神」の元社地が小原 に関する祭礼であった。 る森村と加谷村の一宮と二宮では、「宮講」が行われていたことが記さ この祭礼は、村氏神白山神社(=「お宮」)で開催されており、 また、 小原谷組出身の安井哲夫は、地元の郷土誌のなかで以下 近世末の資料である「書出帳」には、 しかし、 毎年の担当月が事前に決定されていたり、 なぜ「宮講」という村全体で祀られる あくまでも白山神社の祭りと理解され 現在東城町に属す 村の氏神社 「宮講_

なっております。 が宮講の祭事が決められ、 年頭に宮講の順位が決められる行事の中で、 事にも小原谷地区だけが特別優遇を受け、 祭る荒神講を催すが故に、 略 有する土地柄である故に、 当小原谷地区荒神講は八鳥中の祖神である元山三宝荒神の元社地を 現在八鳥中の氏神社白山神社に合祀されました後も、 荒神講は地区中の行事である訳です。 氏神白山神社に月毎に行われる宮講の神 御神酒も氏子中から献上される習慣に 各地区が毎年クジ引きで 当小原谷は古来、三月 元社地を 中

〔安井哲夫、一九八三、四四~四五

では、 と「荒神講」を結びつけていた。加えて、「八鳥名本山三宝荒神」を祀 もともと別の行事であった二つの祭礼を同じ日に行ない、独自に「宮講 なり合って伝承されているのである。 て小原谷組に付与されていた。 ることに由来する特権が、氏神祭祀である「宮講」においても特権とし 本山三宝荒神」を祀る神事である「荒神講」と捉え、 原谷組の人々は、 りと理解しており、荒神との関わりは意識されていない。それに対し小 なぜ氏神白山神社の「宮講」において、荒神が関係してくるのだろうか。 宮講」 これを理解するには、 「宮講」を行うのだと考えている(印)。このように、小原谷組だけ 八鳥地区の小原谷組以外の人々は、「宮講」を氏神白山神社の祭 に対する解釈の違いに気づかないといけない。 小原谷組が行う三月の「宮講」の午前中を、「八鳥名 小原谷組とそれ以外の組の人々との間における 八鳥地区では、 荒神祭祀と氏神祭祀が重 午後に氏神白山神 筆者の聞き取り

調控帖 家が祀る荒神の祭日は、三月二九日とされていた。その一方、 さらに、 近世末の資料である「書出帳」 における氏神白山神社の祭日は、 先に示した明治六年の「神社取調控帖」 でも、 白山神社の前身である八鳥村 九月二一日とされており、 では、 「三重」 「神社取 坂 ま 野

> 神社の神事である「宮講」 だといえるのではないだろうか。 鳥名本山三宝荒神」を祀る「荒神講」 一王子社の祭日は、 九月二一日とされていた。こうしたことより、 の期日が、毎月の二九日と定められたのは、 の日程に合わせて案出されたもの 八八 氏

でなく、 祀の 礼とすることが行われたと考えられる。この八鳥地区内の祭礼における 白山神社を祀る、 たのであった。 組み込まれたことを意味する。こうした村落内における「名」と荒神祭 祭祀が、 谷組の「三重」が祀っていた荒神を祀る「荒神講」を、 きな変動のなかで、もともと小原谷組が三月に単独で行っていた、 八鳥村を代表する「八鳥名本山三宝荒神」、つまり「八鳥中の祖神」となっ 変化は、 これらより推すと、明治末に起きた氏神社を含む地域の祭祀体系の大 【再編】を経て、小原谷組の「三重」坂野家が祀っていた荒神は もともと「三重」坂野家を中心に小原谷組で行われていた荒神 毎年行われる「宮講 一二年に一度の式年祭である「大神楽」「御戸開き神楽」だけ 村全体の神事である「宮講」と結びつけ、 (荒神講)」という形で、 村全体の祭礼に 村の氏神である 村全体の祭 小原

とは、 田地の聞き取りにより推測するしかない。 ことである。 村を代表する本山荒神に祀りあげられた事情については、 その変化が受け入れられ現在まで祭祀が続けられてきているという 荒神信仰における大きな変動が起きたにも関わらず、 しかし、 それよりも重要なこ 八鳥地区で 今のところ

あろうか。 【再編】は、 こうした明治末から大正初期にかけて生じた地域における荒神祭祀 その後の「大神楽」 の執行にどのような影響を与えたので

戦後における 大神楽 の変容

六

ここまで見てきたような、 村という大きな範囲の一 名」によって「大

る。 はていくかという観点から考えてみると、非常に注目すべき事例と言えかった。しかし、多大な費用が必要な「大神楽」を地域がいかにして続か規模な同族集団とは大きく異なっていたこともあり、注目されてこな神楽」が執行される事例は、これまでの研究者が「名」の古態と考えた

例であった。 その分担の仕方にも特徴があり、地主―小作(名頭―小作)関係を背景に、 一九八二、一七七)というように、非常に多くの資金が必要であった。 の資産に応じて費用を割り当てていた」(東城町教育委員会編 屋が米二俵を出し、 「大神楽」の費用は、 (地区) 内の有力な家 残りを荒神ブロのフロ木を売却したり、 「昔は名頭 (名頭) が、 (大当屋) が米三俵 費用の大部分を負担するのが慣 (三斗入)、 名内各戸

ると、 まっていった。この時に坂野家が出すことを約束した金額は、「大神楽 たことが伺われる。 大仕事であるが、地域社会内での大きな特権・名誉をもたらすものであっ を祀る「大神楽」を主催することは、 体(一〇〇人以上)で分担された。坂野家にとって「八鳥名本山三宝荒神 執行に必要な資金の約半分に相当するものであり、残りの半分は地域全 資金の拠出を表明すると、 伺ったという。そこで坂野家の当主が「大神楽」の開催を決定し、開催 ず「八鳥名本山三宝荒神」の地頭を務める坂野家の当主に開催の是非を 八鳥地区の場合、 昭和三〇年頃までは、 小原谷組の宮本芳美さん そこから地域を挙げて「大神楽」 式年の「大神楽」を開催するにあたり、 多大なる出費と労力を必要とする (昭和二三年生まれ) によ の準備が始 ま

は、以下のように語ってくれた。ここうした慣わしが残されていたことを、八鳥地区内京組の矢吹伊幸さ

昔の神楽じゃ大きい家の親分がようけお金を出してくれて神楽を

(矢吹伊幸さん・内京・昭和七年生まれ・平成二七年一月二五日調査)飲み食いしたもんよ。その代わり普段は言う事をきかんといかん。屋さんがもってくれて、普段小作でこき使われてるもんは、ようけで、酒を飲ません、接待もせんというようになったが、昔は全部当やったもんじゃ。今回の神楽は、出来るだけ平等にしよういうこと

もあったことがわかる。の場は、村落内の社会関係の再確認をする場であり、富の再分配の場でらの家を当屋(祭場)として「大神楽」が奉納されていた。「大神楽」このように、当屋を務める集落内の大きな家が多大な費用を負担し、自

多数の自作農が生まれ、旧来の地主―小作関係は解体された。あった。それが農地解放により、小作地は小作人に安く売り渡されて、もともとほとんどの家が小作だったとも言われる程、小作が多い地区でに変化が起きる。その嚆矢となったのが、農地解放である。八鳥地区は、しかし、「大神楽」の背景にある村落内の社会関係は、戦後になると徐々

然としてかつての地主層の影響力は大きかった。 が集まる「大神楽」の開催は、 ように、「八鳥名本山三宝荒神」の「地頭」 係のもとで受け継がれてきた資源が残されていたからである。 主層には、大きな屋敷や広大な山林という、旧家に代々蓄積された財産 するという農業生産における経済的な優位性は失われたが、かつての地 いう費用負担の慣行は に与えた影響は、 けれども、戦後すぐの経済的な社会関係の変化が、荒神祭祀(「大神楽」) 「地頭」という荒神祭祀における宗教的な特権など、旧来の社会関 民家を祭場として「大神楽」が開催された昭和四〇年までは、 限定的であった。 昭和二八年の開催まで残っていたし、大勢の人 大きな家を持つ旧家でしかできなかった 農地解放により、 が多くの金額を負担すると 多くの土地を所 先述した

また、現在でも、「八鳥名本山三宝荒神」の「地頭」を務める坂野家

け はない。 頭」という立場の「権利」であるとともに、 られている。これこそが、旧来の社会関係のもとで受け継がれてきた 行われる際には、 欠なのである。 わりの人間に助けてもらいながら、役割を果たしているのが現状である。 能を持っているからという理由で、 している。 の当主は、 れども、 「地頭」 荒神祭祀の伝統を直接受け継いでいない婿養子でもある。そのた の「地頭」という立場の人間 (=坂野家の当主) が、必要不可 実際に現在の この八鳥地区における荒神祭祀においては、 現在の坂野家の当主は、 は、 地頭」であるが故に、「大神楽」において重要な役割を果た そのため「地頭」は、「八鳥名本山三宝荒神」の祭祀が 荒神祭祀に関する知識面で優れているとか、特殊な技 現在居住している村外から必ず戻ってくることが求め 「地頭」は、 祭祀のなかで重視されているわけで 従来からの慣行に詳しい長老などま 他出して村落外に住んでいるだけで 「負担」なのであっ 「八鳥名本山三 地

う二つの面で村落社会に大きな影響を与えた かしながら、その後の高度経済成長は、 農村の過疎化と富裕化とい

の夫婦が一 を行う兼業農家がほとんどとなった。また、高齢化も進んでおり、 部に移住する人口流出が進み、 繊維の発達などによる繊維革命により炭焼きと養蚕が衰退し、 福祉施設や町内の中心部に移住する人も出てきている が困難になった。それに伴い、 普及で農耕牛が駆逐され、 戦後一 九六〇年ごろから、 人、 もしくは単身で住んでいることも多く、 減反政策によって稲作だけで生計を立てる プロパンガスの普及による燃料革命と化学 現在は役所や工場などで働きながら稲作 生産年齢人口が広島市内や県外の都市 生活上の不便か 農業機械 高齢

することで、 五二年の開催より、 に拠出する方式から、 その一方、 農地解放と高度経済成長は、かつての小作人たちを裕福に 「大神楽」 「大神楽」 の開催費用負担の形式を、 村落全体で負担する方式に変化させた。 の費用は各戸平等負担に変わり、 地域の有力者が独占 差が出 昭 和

> 代 るのは、 (御祝儀) 総代長や大神楽実行委員会の役員など役職に就く人たちが、 を多く出す場合のみになっている 花

神楽の祭場(当屋)が民家から公民館になった。 いうステータスを失わせることとなった。 の変化は、 できるようになった。こうした集落共有の集会所の建設、 また、農村全体が富裕になったため、 価値観の変化などにより、 有力者が誇っていた「神楽を開催できるほどの大きな家」と 八鳥地区では、昭和五二年の開催以降 集落が公民館を建設することが 大神楽」 家の構造の変 の開催場所

だろうという配慮から考案された。この制度は、「大神楽」 かれた。 を地区の全員に印象づけたことで、 安定的徴収につながるとともに、 当てられた「大神楽」の費用負担を、 毎年の収入の総額が限られている年金暮らしの者にとって、各戸に割り から神楽の開催資金を少額ずつ積み立てることを企図したものである。 が設立された。この制度は、 した。また、平成二五年の開催にあたっては、新たに神楽準備金の制度 意識を高めることに成功したとの声が、「大神楽」の実行委員長から聞 !や食事の接待をやめ、神楽場での飲食は参列する氏子の持参によると さらに、平成二五年の神楽では、神職や神楽社など客人以外に対する 「大神楽」 三年前から「大神楽」を開催すること 地区全体で行う「大神楽」 開催年に一度に拠出するのは大変 開催の三年前から、 開催費用の 集落の各戸 に対する

工夫として機能している おける大神楽開催の一つの原則であり、 こうした「平等」に、 負担を「少なく」というのが近年の八鳥地区に 「大神楽」 を永く続けるため

創出 なく」という原則は、 銭的負担の低減につながるものだった。こうした、「平等」に 明治から大正にかけて起きた村を代表する「八鳥名本山三宝荒神」 は、 「大神楽」に参加する戸数の増加をもたらし、 「大神楽」 の執行形態も変更させる。 執行する際の金 祭場を民家 角担を

内身分の再生産、富の再分配の場という意味は喪失した。
方、平等化を推し進めた結果、かつての「大神楽」が持っていた、村落規模の縮小をできるだけ抑え遅滞なく奉納されてきている(ユン。その一変化、人口流出にも対応した。そのため、八鳥地区では戦後式年ごとに、から公民館へ変化させるとともに、費用負担を一部の有力な家に集中さから公民館へ変化させるとともに、費用負担を一部の有力な家に集中さ

の執行を続けるための変化として機能したといえよう。の意図とは違う結果をもたらしたかもしれないが、図らずも「大神楽」このような結果を見ると、「名」と荒神祭祀の【再編】は、その当時

七:結論

た。その結果導きだされた結論は、以下の通りである。が荒神祭祀を存続させるために選択してきた工夫に注目して考察してきれ続けられるのだろうか、という疑問を提示した。この疑問を、「名」本論の冒頭で、民俗芸能(「大神楽」)は、いかにして継続的に執行さ

【再編】という三つのかたちがあった。 「大神楽」を続けていくために、地域が選んだ工夫には、【合同】・【合祀】・

続的な「大神楽」の執行体制を整えた。

続的な「大神楽」の執行体制を整えた。

は、「名」が【合同】することで「大神楽」の参加戸数を増やし、持場合には、「名」のつながりが強く意識され、一つの「名」に一つの本場のでは、「名」のつながりが強く意識され、一つの「名」に一つの本まず、数軒から一○数軒の家によって構成される小規模な「名」が、まず、数軒から一○数軒の家によって構成される小規模な「名」が、

みは踏まえられつつも、氏神の境内に村全体の新たな本山三宝荒神が創に【合祀】する地区もあった。こうした場合、それまでの「名」の枠組「名」それぞれで祀られていた本山三宝荒神を、すべて村氏神社の境内また、東城町小奴可地区や西城町大佐地区のように、村内の小規模な

へと荒神祭祀の執行主体の変更が図られた。設されることで、従来の小規模な「名」から、より大きい「地区(村

系の【再編】が行われた。 系の【再編】が行われた。 祭祀に、「八鳥名本山三宝荒神」の祭祀を組み込むなど、地域の祭祀体に村(九組)を代表する一つの「名」と「本山三宝荒神」が創出された。 「八鳥名」が生み出される過程では、もともと関係のない村の氏神社の が出された。 が自出された。 が自出された。 がらに、西城町八鳥地区では、従来存在していた小規模な「名」は廃

再生産、 担を一部の有力な家に集中させず、村全体で平等に負担することは、 とにつながった。祭場を民家から公民館へ変化させるとともに、費用負 負担を「少なく」という原則は、「大神楽」の執行形態も変更させるこ 営するかたちがほとんどになっている。このような、村全体で「平等」に、 頭」として開催することに付随していた特権性、 対応した。その一方、平等化を推し進めた結果、かつて「大神楽」を 度経済成長以降の生業の変化、 宝荒神を祀るという形式をとっていても、 図るということである。現在は、近世以前のように、「名」毎の本山三 一大神楽」に参加する軒数を増やし、一軒当たりの費用・負担の軽減を 以上見てきた【合同】・【合祀】・【再編】という工夫に共通していたのは、 富の再分配の場という意味は、失われることとなった。 人口流出といった戦後の大きな危機にも 実際は、 つまり、村落内身分の 地区 (村) 全体で運

のような意味を持っているのか、こうした「信仰」の問題を考察するこの研究では、「神楽」だけではなく、この地域にとって、荒神信仰がど由で負担の増大を受け入れたのだろうか。社会変動と荒神神楽の変容を由で負担の増大を受け入れたのだろうか。社会変動と荒神神楽の変容を由で負担の増大を受け入れたのだろうか。社会変動と荒神神楽の変容を出で負担の増大を受け入れたのだろうか。社会変動と荒神神楽の変容を出で負担の増大を受け入れたのだろうか。社会変動と荒神神楽の変容を出ているのか、こうした「信仰」の問題を考察するこの研究では、「神楽」だ関

とで、 広く新たな視点から考察していきたいと思う。

注

いた。 『比婆荒神神楽:重要無形民俗文化財』には、東城町内の「名」に よると、一つの村には、一番少ない加谷村、小串村で三名、一番多 る。(東城町教育委員会編、一九八二年、一四六~一五三)それに ついて、昭和五七年に管轄宮司より調査をした成果が報告されてい て記述された、粟田村には八三名あるとの事例は除く)が存在して い戸宇村で、四八名(「国郡志御用ニ付下しらべ書出帳」に基づい

子からの申し出により行われたものである。 あり、それぞれを祀る「名」がある。この地区では、平成二二年 の小神楽が奉納された。この神楽は、式年で行うものではなく、氏 一月二七日~二八日に「荒神社共同奉納神楽」として、一日一夜 また、西城町小鳥原地区(旧小鳥原村)には、一七社の荒神社が

2 庄原市本郷町(旧恵蘇郡)の艮神社宮司児玉家所蔵の、慶長一七年 火矢廻千日大夫にあてた「伊與村神祇太夫詫状寫」には、(一六一二) 四月二六日付けで恵蘇郡伊与村の神祇大夫から艮の(一六一二) 四月二六日付けで恵蘇郡伊与村の神祇大夫から艮の

候ハ、、上可申事、 一こう神まい之時者、 浄土かぐら之時、こう布之事、千日様へ無相違あげ可申候、 御神前御湯立□時者、のつと銭、□け之うお鳥、調可申候、 本旦之こう布、とうかふと、 大□刀手御座

とあり、 社家衆連署の掟請文には、 同所蔵の明暦元年 (一六五五) 一〇月二六日付けの恵蘇郡

一村々ニて浄土神□、 荒神舞、 其外大神御□□者、 早々御案内可

とある。 岩田勝は、これらの資料をもとに論を展開していった。

> (3)「国郡志御用ニ付下しらべ書出帳」は、文政八(一八二五) せた記録である。 島藩が作成した地誌 『芸藩通志』を作るため、藩内の村々に提出さ

る(東城町、一九九四、二一四) 郡全体を集成した。町域全二八カ村で現存しているのがこれであ 年までに各村から改訂版を次々に差出させ、これに郡辻を加えて 郡では藩府提出の「下しらべ書出帳」の改訂作業に着手し、同八 成した二年後の文政十年まで解かれなかったので、その間に奴可 るのみである。ところが郡御用掛りの組織は、「芸藩通志」の完 粟田村)に、その当時のもの(粟田村は安政二年写し)が現存す では二八カ村のうち、今のところわずか三カ村(加谷村・久代村・ め、各村にはその控ないし下書きが残されたことになる。本町域 国郡志御用ニ付下しらべ書出帳」は正本が幕府に提出されたた

4 以下に掲げる、広島県から出された神社合併政策に関する布達 令類は、広島県立文書館の所蔵資料である。 :訓

5 奴可神社の名誉氏子総代を務めていた瀬尾晃祥は、 社合祀について、以下のような記録を残している。 小奴可村での神

一、奴可神社々掌中島幣真大人勲功録

殿の造営を策思せられ、金七千五百三拾六円を募集、 殿狭隘にして尊厳を欠くの恐あり、 思想の普及に勤められ、区内数社の併合を行ひたるも社地及社 明治十年三月奴可神社社掌に任せられ今日に勤続。明治三十九 年神社整理の急務なるを感し、氏子信者を説き神社の尊厳敬神 に見るの神社を造営遷座式を行ひ所期の目的を遂行せらる 一月工事を起し、大正四年四月に至り社殿の結構荘厳、 大正元年より社地の拡張社 大正三年 地方稀

ことを希ふものなり 昭和十四年十二月三十一日

右は大人是迄の勲功を記録し永く村社に保存して後裔に伝へん

勤続三十九年 名誉氏子惣代 瀬尾晃祥

一九〇七年)、「神社合併の強行につき天下有信の諸氏に檄す」 『全國神職會々報』に、 「神社合祀不可論」(一〇八 (瀬尾、一九五四、一八)

6

中島固成宮司は、

の神道観」(一○四号)のなかでは、以下のように述べている。ち、明治四○(一九○七)年という最も早い段階の著作である「余明治末の神社合祀政策に対する反対論を多く展開していた。そのうー九一○年)、「一村一社と社会主義」(一四七号、一九一一年)など、(一二○号、一九○八年)、「神社整理に就きて」(一四○号、(一二○号、一九○八年)、「神社整理に就きて」(一四○号、

一九〇七、四〇)別の涙を催すものあらん。是ぞ敬神の至情ならずや。(中島、どるも、悲むべし、愚老小児、合併の何たるを解せずして、離世に神社合併を唱ふる者あり。素より絶対的不可と云ふには非世に神社合併を唱ふる者あり。素より絶対的不可と云ふには非

*よ、。た、「神社合併に付敬神家諸氏に檄す」(一一一号、一九〇八年)が、「神社合併に付敬神家諸氏に檄す」(一一一号、一九〇八年)

(中島、一九○八、三三)尽されよ、是れ余が満腔の熱誠を以て希望する所であります。無格社末社と雖も其里の神を大切にせられよ、神社保存の為に無格は満天下の諸氏よ、産土 (ウブスナ)の神を大切にせられよ、

七三(五)、日本造園学会、二○一○年。 七三(五)、日本造園学会、二○一○年。

- と考えられている。と結びつけられておらず、「八鳥名本山三宝荒神」とは違うものだと結びつけられておらず、「八鳥名本山三宝荒神は、式年の「大神楽」の本山三宝荒神がある。これらの本山三宝荒神は、式年の「大神楽」
- 安政五年(一八五八)明治十一年(一八七八)に地頭大願主として変栄えたと言い、本山三宝荒神の棟札にも、弘化四年(一八四七)(8)「「三重」は何を意味するのかわからないが、坂野家は明治期には大

では、 のかは、 今の所わからないと言うより外ない。」(田地、一九八四 b、 の本山荒神になったと考えるべきなのであろうか。(中略)しかし の本山荒神になったと考えるべきなのであろうか。(中略)しかし の本山荒神になったと考えるべきなのであろうか。(中略)しかし の本山荒神になったと考えるべきなのであろうか。(中略)しかし の本山荒神になったと考えるべきなのであろう。明治 の本山荒神になったと考えるべきなのであろう。明治 のかは、 のかは、 のかは、 のがは、 のがは、 の所わからないと言うより外ない。」(田地、一九八四 b、 のかは、 のかは、 のかは、 のかは、 のかは、 のかは、 のかは、 のがは、 のがは、 のかは、 のかは、 のがは、 のがは、 のがは、 のがは、 のかは、 のかは、 のかは、 のがは、 のがは、 のかは、 のかは、 のかは、 のがは、 のがは、 のがは、 のかは、 のがは、 のかは、 のがは、 のかは、 のかなと のがなと のがなと

一九八四b、三四) 荷の地頭であった。趾地は矢島家のうしろの山である。」(田地、「西側の谷の「前やなざこ」白根家は、現在氏神境内にある魂守稲

9

- <u>11</u> 10 先述の安井哲夫は、地元の郷土誌に「民俗行事荒神講」(『郷土』(二六) るのは、小原谷組の人々だけであった。 報告している。しかし、他の組の方にこの論考を見せ、「これは何 祭申候」(東城町、一九九四、三〇二)と記載されており、同じく東 せんな」との答えが返ってきた。「宮講」と「荒神講」を結びつけ 宮講のことじゃろうと思うけど、うちらのとこはこういう言い方は のことを言っているのでしょうか?」と問いかけると、「わからん。 西城町郷土研究会、一九八三年)という題で、「荒神講」について 定日不定」(東城町、一九九四、二四〇~二四一)と記録されている。 神社にあたる)と二ノ宮宇佐八幡宮の項に、「宮構 毎歳 三月中 城町の加谷村の項には、金倉大明神(現在の加谷地区氏神社の金倉 申候、本宮・二ノ宮毎月隔番ニ参申候、閏月有之年ハ其月程村辻台 「国郡志御用ニ付下しらべ書出帳」の八鳥村の分には、「宮講」の記 「○宮構村内八組ニ分リ、一組限リ毎月朔日氏神社参、神酒抔備祭 述はない。周辺地域で探してみると、現在東城町に属する森村では、
- 行われた。今回土公神遊びは省略されている。二三日の夕方から翌荒神遊び、八鳥地区出身の戦死者(第二次世界大戦時)の慰霊祭が前神楽が行われ、湯立神事、荒神迎え、氏神迎え、諸神勧請、祝詞、行われた。二一日は、神職による祭場の準備。二二日には小当屋で(2) 平成二五年の大神楽は、一一月二一日~二四日の四日三夜の形式で

はなかったと神職や伝承者から聞いている。 た。東城町域で行われる灰神楽は、西城町域では昔から行ったこと 朝まで、 小当屋と大当屋で比婆荒神神楽社を招き、本神楽が行われ

早朝に荒神送り、 遊びが行われ、神楽社が到着した夕方から七座神事、祝詞神事、能舞、 われた。二七日には、神職を迎えて祭場の準備がなされる。二八日 また、「大神楽」を奉納してから三年目に行う「御戸開き神楽」は、 五行舞の舞納めの順に舞が奉納された。白々と明け始めた二九日の の午前より湯立神事、荒神迎え、氏神迎え、諸神勧請、祝詞、荒神 公民館を当屋にして、平成二七年一一月二七日~二九日にかけて行 氏神送りが行われ、 片づけの後直会となった。

> 鈴木昂太 二〇一六

究』(六〇) 民俗芸能学会。 「比婆荒神神楽の時空間―神楽場の民俗誌―」『民俗芸能研

鈴木正崇

「伝承を持続させるものとは何か―比婆荒神神楽の場合」 "国立歴史民俗博物館研究報告』 (一八六) 国立歴史民俗博

瀬尾晃祥編

一九五四

一九九三 『課題としての民俗芸能研究』ひつじ書房。

一九七六

一九七七

一九七九

一九八三

一九八一

民俗学会。

一 九 八 四 b

岩田

歷史民俗資料学研究科。

例として」『歴史民俗資料学研究』(七)神奈川大学大学院

「伝承母体の再編―岡山県真庭郡落合町吉の念仏踊りを事

磯本宏紀

110011

参考文献

牛尾三千夫

一九八八 八八三

·旦家神社帳」『郷土』(四三)

西城町郷土研究会。

神楽源流考』名著出版

倉光ミナ子

一九八五 一九八三

。神楽と神がかり』名著出版。

|続美しい村―民俗探訪記』石見郷土研究懇話会。

一九九八

九八四c 八鳥地区の地神信仰

一九八五 土研究会。

一九八六

幸町

九九〇 大神楽に祭られる神々」岩田勝編

黒田

正

を事例に」『人文地理』五〇

(四)人文地理学会。

開拓地の形成と「花祭り」の再生:愛知県豊橋市

一九九四 一九九五

「大佐村の神社合併」『郷土』(六一)西城町郷土研究会。

大佐村の神社合併」『郷土』(六二) 西城町郷土研究会。

澁谷美紀

二〇〇五

西城町誌

資料編

西城町

二〇〇六

『民俗芸能の伝承活動と地域生活』

農山漁村文化協会。

西城町教育委員会編

続

神楽』名著出版。

一九八二

東城町

一九九四

"小奴可村・八鉾村郷土誌!

民俗芸能研究の会・第一民俗芸能学会編

田地春江

「八鳥地区の小祠」 『郷土』 (一〇) 西城町郷土研究会。 「地の上の神さん」 『郷土』 (二二) 西城町郷土研究会。 比婆郡荒神祭聞書」『広島民俗』(一二)広島民俗学会。 八鳥地区の小祠について」『郷土』(五)西城町郷土研究会。

「備後西城八鳥地区の神々」『日本民俗学』(一四五)日本

土研究会。 八鳥地区の地神信仰 八鳥地区の地神信仰」 (その二)」『郷土』(三〇) 『郷土』(二九) 西城町郷土研究会。 西城町郷

(その三)」

『郷土』(三一)

西城町

土研究会。 八鳥地区の地神信仰 (その四)」『郷土』(三三) 西城町

郷

土研究会。 八鳥地区の地神信仰 (その五)」『郷土』(三五) 西城

町

郷

『歴史民俗学論集

1

東城町教育委員会編

『比婆荒神神楽―重要無形民俗文化財』 東城町文化財協会。

『東城町史第二巻―古代中世・近世 資料編 東城町

と社会・経済構造との相互規定関係―」『芸能の科学』(1		「民俗芸能の保護をめぐる文化財政策の研究―地域社会に	
「沖縄読谷村のエイサーの伝承組織―民俗芸能の伝承	一九九三	(二) 日本音楽芸術マネジメント学会。	
芸能学会。「民俗芸能の構造と社会構造」『民俗芸能研究』(八)	一九八八	めぐる「地或一の卆組みの倹討一『音泉芸術マネジメント』おける保護政策の運用を中心に(一) 民俗芸能の継承を	
調査事例をもとに」『民俗芸能研究』(三)民俗芸能学		0	11010
「民俗芸能の伝承方法についての一考察―三春町の芸	一九八六	狂言」を事例として」『文化経済学』四(一)文化経済学会。	
	山本宏子	いての研究―「大江の幸若舞」「水海の田楽能舞」「能郷の能・	
日本民俗学会。		「文化財政策における民俗芸能の継承にかかわる課題につ	二〇〇四
「獅子舞をつづけるということ」『日本民俗学』(二	一九九七	俗音楽研究』(二七)日本民俗音楽学会。	
	山田尚彦	「能郷の猿楽能―民俗芸能の継承問題に関する一考察」『民	110011
「民俗行事荒神講」『郷土』(二六) 西城町郷土研究会。	一九八三		福田裕美
	安井哲夫	『西城町大屋の民俗』広島修道大学人文学部石塚研究室。	一九八四
能学会編『課題としての民俗芸能研究』ひつじ書房。		広島修道大学人文学部石塚研究室	広島修道大
「芸能をもてあます村々」民俗芸能研究の会・第一民	一九九三	産。	
東京国立文化財研究所。		用に関する調査研究報告書』東京文化財研究所無形文化遺	
(第二部)―後継者養成と学校教育―」『芸能の科学』(う組織のあり方について―」『無形民俗文化財の保存・活	
「民俗芸能の有効な保存伝承方法の確立に関する調査	一九八八	「民俗芸能の伝承組織についての一試論―「保存会」とい	1101
東京国立文化財研究所。		遺産研究報告』(四)国立文化財機構東京文化財研究所。	
(第一部)―継承者の過去と現在」『芸能の科学』(「大里七夕踊にみる民俗芸能の伝承組織の動態」『無形文化	11010
「民俗芸能の有効な保存伝承方法の確立に関する調査	一九八五	千葉大学	
	三隅治雄	「備中神楽の現代史」『千葉大学社会文化科学研究』(三)	一九九九
書刊行会。			俵木 悟
『過疎地の伝統芸能の再生を願って―現代民俗芸能論	1011	院大学出版会。	
『村の伝統芸能が危ない』岩田書院。	二〇〇九	『舞台の上の文化―まつり・民俗芸能・博物館』追手門学	二〇一四
	星野紘	『民俗芸能研究という神話』森話社。	二〇〇六
『宮座と名の研究』雄山閣。	一九八七		橋本裕之
民俗』(二一)広島民俗学会。		俗芸能研究』(二一)民俗芸能学会。	
「芸備地方の「名」をめぐる2、3の問題について」 『	一九八四	「ダム建設に伴う民俗芸能行事の保存と伝承について」『民	一九九五
島県総務部県史編さん室編『広島県史研究 2』広島		究所。	
「近世前期、備北地方における「荒神名」の存在形態	一九七七	事例を中心に―」『芸能の科学』(一七)東京国立文化財研	
	藤井昭	「伝統芸能の保存組織のあり方の研究―民俗芸能保存会の	一九八九
楽芸術マネジメント』(三)日本音楽芸術マネジメント!			中村茂子
民俗芸能の継承と文化財政策の有機的結合に向けて_		『屋敷神の研究―日本信仰伝承論』吉川弘文館。	一九六六
おける保護政策の運用を中心に(二) 地域社会にお			直江廣治

唆政策の運用を中心に(二) 地域社会における ジメント』(三)日本音楽芸術マネジメント学会。 ?継承と文化財政策の有機的結合に向けて」 『音

の研究』雄山閣。 の「名」をめぐる2、3の問題について」『広島 一)広島民俗学会。 |県史編さん室編『広島県史研究 2』広島県。 備北地方における「荒神名」の存在形態」広

伝統芸能の再生を願って―現代民俗芸能論』 云能が危ない』岩田書院。 国

の有効な保存伝承方法の確立に関する調査研究 化財研究所。 一継承者の過去と現在」『芸能の科学』(一五)

の有効な保存伝承方法の確立に関する調査研究 てあます村々」民俗芸能研究の会・第一民俗芸 化財研究所 -後継者養成と学校教育―」『芸能の科学』(一六)

つづけるということ」『日本民俗学』(二一〇)

の伝承方法についての一考察―三春町の芸能の の構造と社会構造」『民俗芸能研究』(八)民俗 もとに」『民俗芸能研究』(三)民俗芸能学会。

村のエイサーの伝承組織―民俗芸能の伝承組織 済構造との相互規定関係──』『芸能の科学』(二一)

付記 に大変お世話になった。記して皆様に心から深謝申し上げる。地区の古川由紀氏、滝本明人氏など、東城町・西城町のさまざ 長である横山邦和氏、西城町八鳥地区白山神社宮司佐々木奉文氏、八鳥 本稿の執筆にあたり、比婆荒神神楽保存会会長であり神楽社社 東城町・西城町のさまざまな方々

Transformations in Traditional Organizations to Encourage the Continuation of Folk Performing Arts:

Focusing on Organizations Supporting Hiroshima's Hibakojin Kagura

SUZUKI Kota

Department of Japanese History, School of Cultural and Social Studies, SOKENDAI (The Graduate University for Advanced Studies)

Summary

How are folk performing arts passed down from generation to generation? In this paper, I will consider this question with reference to the various strategies used by people from the local community in response to social change.

This paper will take as a case study of the Hibakojin Kagura, a kind of o-kagura performed in the towns of Saijo and Tojo in Shobara, Hiroshima Prefecture. In this region of Japan, there are religious service organizations called myo, responsible for putting on huge festivals called o-kagura. These o-kagura engender a significant economic burden for the myo, and recent social changes have made this burden harder and harder to bear. In this paper, I ask how, with the o-kagura threatened in this way, they managed to ensure its continuation.

From the cases observed in this study, it seems that the strategies employed for keeping up the *o-kagura* fall into three types, namely: mergers of religious organizations, collective enshrinement, and the restructuring of ritual organizations.

First, with the mergers, some religious service organizations or *myo* merged with one another, enabling them to perform the religious festivals together.

The second measure observed is that of collective enshrinement. In order to ensure the *o-kagura* continues, the individual deities of each myo were all enshrined together in a common local tutelary shrine.

The third way identified was the restructuring of the religious organization. First of all, a greater organization was created to unify the smaller units that had existed before, and a restructuring of the local festival system carried out simultaneously. As a result of these changes, the village had for the first time a deity which all its people worshipped.

What the above three methods all have in common is creating an increase in the number of participants in the *o-kagura* festivals, thus reducing the cost and burden per house. The principle on display here of putting on *o-kagura* with an emphasis on "equality" across the whole village and creating the "minimum possible" burden also led a change to the form that the festivals took. This change meant the villages were able to continue holding the festivals in spite of major obstacles such as people's changes in occupation and the outflow of population from the region, both the results of advanced economic development. Meanwhile, as a result of increasing emphasis on equality, some of the original functions of *o-kagura*, such as reconfirming the statuses of people within the village and redistributing wealth, were lost.

Key words: Kojin worship, Hibakojin kagura, religious service organizations, myo, modernity